

電気通信大学短期海外交流学生規程

制定 平成27年10月28日規程第10号
最終改正 令和5年3月27日規程第123号

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学学則第74条の2の規定に基づき、短期海外交流学生の取扱いについて定めるものとする。

(対象となる学生)

第2条 短期海外交流学生として入学できる者は、外国の大学、短期大学又は大学院に在籍する学生であって、当該外国の大学、短期大学又は大学院（以下「所属大学」という。）において、本学で一定の期間教育研究指導を受けることが認められた者とする。

(受入期間)

第3条 短期海外交流学生の受入期間は6か月以内とする。ただし、特別の事情があるときは、教授会の議を経て、当該当初の受入期間と同じ期間の範囲内でこれを延長することができる。

(出願手続き)

第4条 短期海外交流学生を志望する者は、所定の書類を添えて、所属大学を通じて学長に願い出なければならない。

(選考)

第5条 短期海外交流学生の選考は、情報理工学域又は大学院情報理工学研究科の教授会の議を経て、学長が行う。

(入学の許可)

第6条 学長は、前条の選考に合格した者について、入学を許可する。

2 前項の規定により入学を許可した者には、所属大学を通じて通知する。

3 短期海外交流学生は、第1項の許可を受けた場合には、本学入学までに次の各号の手続きを行い、本学の確認を受けるものとする。

(1) 適正な在留資格の取得

(2) 日本国内において適用される賠償責任保険を含む学生災害傷害に係る保険への加入

4 前項の確認が取れない場合には、入学の許可を取り消すことがある。

(授業科目の聴講)

第7条 短期海外交流学生は、受入教員及び授業科目担当教員の承認を得て、本学の授業科目を聴講することができる。

(施設、設備等の利用)

第8条 短期海外交流学生は、本学における教育研究指導に必要な施設、設備等を利用することができる。

(検定料及び入学料)

第9条 短期海外交流学生の検定料及び入学料は、徴収しない。

(授業料)

第10条 短期海外交流学生の授業料は、国立大学法人電気通信大学授業料等徴収規程に定

める研究生に係る授業料の額と同額とし、受入期間に係る授業料を当該受入期間の当初の月（第3条ただし書きの規定により受入期間が延長された場合は、当該延長された期間の初日の属する月）までに納付しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、短期海外交流学生を本学と所属大学との間において締結した大学間協定に基づき受け入れる場合には、授業料は徴収しないものとする。ただし、当該協定に別段の定めがある場合には、この限りではない。
- 3 所定の期日までに授業料を納めない場合は、入学の許可を取り消す。ただし、当該納めない授業料が第3条ただし書きにより延長された期間についてのものである場合は、当該延長の許可を取り消すものとする。

（支払済みの授業料）

第11条 支払済みの授業料は返還しない。

（実験、実習費）

第12条 実験、実習に要する費用は、短期海外交流学生の負担とすることがある。

（学則等の準用）

第13条 短期海外交流学生の取扱いについては、この規程に定めるもののほか、情報理工学域又は大学院情報理工学研究科学生の例による。

（雑則）

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年10月28日から施行する。

附 則 （平成28年3月23日規程第93号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 （令和5年3月27日規程第123号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。